○文部科学省告示第百四十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月三日

文部科学大臣　松野　博一

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
川平湾及び於茂登岳	平成九年文部省告示第百六十六号及び平成二十七年文部科学省告示第百七十六号	沖縄県石垣市字登野城嵩田 同　字川平大嵩	二三八九番一のうち実測二九六〇五六・七三平方メートル 一二一八番一のうち実測二一七〇五四二・三一平方メートル、一二一八番二六二
		同　字川平小島	一一二九番二、一一二九番四、一一二九番五、一一二九番六、一一二九番八、一一二九番一二、一一二九番一三、一一二九番一四 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を沖縄県教育委員会及び石垣市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百四十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十二条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を文化財登録原簿に登録したので、同条第二項において準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月三日

文部科学大臣　松野　博一

（名勝地関係）

名称	所在地	地域
曽根氏庭園（磁叟庵庭園）	岐阜県瑞浪市陶町猿爪字沢ノ尻	一一〇三番二、一一〇四番
摩尼山	鳥取県鳥取市覚寺字一本松	六二〇番、六二一番、六二二番、六二二番一、六二三番、六二四番
同　字奥ノ院		六三〇番、六三〇番一、六三〇番二、六三〇番三
同　字鷲ケ峰		七九一番
同　字三井谷		七九二番
同　字弘法谷東		七九三番
同　字弘法谷西		七九四番
同　字立岩		七九五番
同　字古石寺		七九六番
同　字飛ト谷		七九七番一、七九七番二、七九七番三、七九八番、七九九番、八〇〇番
同　字穴ケ谷東平		八〇一番一、八〇一番二
同　字穴ケ谷西平		八〇二番一、八〇二番二
旧仲宗根氏庭園	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根外間	右の地域に介在する道路敷及び水路敷、鳥取県鳥取市覚寺字古石寺七九六番に南接する道路敷を含む。二八一番、二八一番三

○文部科学省告示第百四十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十三条において読み替えて準用する同法第五十九条第一項の規定により、次の表に掲げる登録記念物の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月三日

文部科学大臣　松野　博一

（遺跡関係）

名称	関係告示	所在地
長崎原爆遺跡（旧城山国民学校校舎）	平成二十五年文部科学省告示第百二十七号	長崎県長崎市城山町
長崎原爆遺跡（浦上天主堂旧鐘楼）	平成二十五年文部科学省告示第百二十七号	長崎県長崎市本尾町
長崎原爆遺跡（旧長崎医科大学門柱）	平成二十五年文部科学省告示第百二十七号	長崎県長崎市坂本一丁目
長崎原爆遺跡（山王神社二の鳥居）	平成二十五年文部科学省告示第百二十七号	長崎県長崎市坂本一丁目

○文部科学省告示第百五十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十三条において読み替えて準用する同法第五十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる登録記念物のうち、同表の下欄に掲げる地域の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月三日

文部科学大臣　松野　博一

（名勝地関係）

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
平和公園	平成二十年文部科学省告示第百三十二号	長崎県長崎市松山町	二四〇〇番三

○文部科学省告示第百五十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化的景観に同表の下欄に掲げる地域を追加して選定したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月三日

文部科学大臣　松野　博一

上欄		下欄		
名称	関係告示	所在地	地域	面積
田染荘小崎の農村景観	平成二十二年文部科学省告示第百三十三号	大分県豊後高田市	大分県豊後高田市田染小崎の一部 備考　地域に関する実測図を大分県教育委員会及び豊後高田市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	五二〇・八ヘクタール